

卷末資料

1 景観計画の履歴

年月日	内容	備考
平成 25 年 6 月 28 日	景観計画策定	
平成 25 年 10 月 1 日	景観計画施行	
平成 27 年 7 月 28 日	景観計画変更	第 1 回変更
平成 28 年 1 月 4 日	景観計画施行	第 1 回変更

平成 28 年 1 月現在

2 景観計画変更の経緯

年月日	項目・会議等	検討内容等
平成 25 年度	○景観行政団体 ○景観条例施行 ○景観計画策定・施行	
4 月 1 日	景観行政団体化 景観条例施行	景観行政事務の処理の開始(大阪府景観計画)
6 月 28 日	景観計画策定	景観法第 9 条第 6 項の規定による告示
10 月 1 日	景観計画施行	
10 月 28 日	第 2 回景観審議会	(現地視察)古市古墳群の緩衝地帯の保全に関わる課題について
平成 26 年度	○古市古墳群の緩衝地帯の保全に向けた検討	
8 月 4 日	第 1 回景観審議会	世界文化遺産登録推進に向けた緩衝地帯の規制・誘導方針(案)について 景観計画の変更(案)について
8 月 20 日	第 1 回都市計画審議会	世界文化遺産登録推進に向けた緩衝地帯の規制・誘導方針(案)について
11 月 12 日	第 2 回景観審議会	景観計画の変更(案)について 景観法に基づく景観地区について 景観条例の改正(案)について
11 月 19 日	第 2 回都市計画審議会	南部大阪都市計画景観地区の決定について
1 月 15 日 ～ 2 月 13 日	パブリックコメントの実施	景観計画変更(案)、景観条例改正(案)について
平成 27 年度	○景観計画変更・施行 ○景観条例改正・施行 ○景観地区の指定	
6 月 22 日	第 1 回景観審議会	景観条例第 7 条第 4 項の規定による意見聴取 景観計画の変更について 景観地区の指定について 景観条例の改正について
7 月 1 日	第 1 回都市計画審議会	景観法第 9 条第 8 項において準用する同法第 9 条第 2 項の規定による意見聴取
7 月 28 日	景観計画変更(第 1 回変更)	景観法第 9 条第 6 項の規定による告示
10 月 1 日	第 2 回景観審議会	公共施設景観ガイドライン(案)について
1 月 4 日	景観計画施行(第 1 回変更) 景観条例改正・施行 景観地区の指定	

平成 28 年 1 月現在

3 パブリックコメントの結果

	内 容
意見募集期間	平成 27 年 1 月 15 日から平成 27 年 2 月 13 日まで
意見提出人数	0 人
意見項目総数	0 件

4 藤井寺市景観審議会委員

役職名	区 分	氏 名	所属団体及び職名
会 長	学識経験者	増 田 昇	大阪府立大学大学院 教授
副会長	学識経験者	大 西 慶 一	大阪女子短期大学 学長
委 員	学識経験者	岡 山 敏 哉	大阪工業大学 教授
委 員	学識経験者	佐久間 康 富	大阪市立大学大学院 講師
委 員	学識経験者	富 山 昌 克	メリクロンアーツ／富山昌克オフィス代表 奈良県農業大学校 講師
委 員	関係団体を 代表する者	山 本 剛	大阪府建築士会 建築士の会南大阪 顧問
委 員	関係団体を 代表する者	小 野 常 芳	藤井寺市観光ボランティアの会 会長
委 員	関係団体を 代表する者	西 川 礼 子	藤井寺駅周辺まちづくり協議会
委 員	市 民	草 村 克 彦	公募市民
委 員	市 民	田 村 妙 美	公募市民

平成 28 年 1 月現在。順不同、敬称略で記載しています。

5 用語の解説

あ 行

アドプト制度

「アドプト」とは「養子縁組する」という意味。地域住民や企業などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動等を行う仕組みのこと。

意匠

形やデザインのこと。

NPO

NPO (NonProfit Organization)とは、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

大阪鉄道

大阪鉄道は、明治 20 年に大阪と奈良を結ぶ目的で設立された私設鉄道で、明治 22 年に湊町(現：JR 難波)ー柏原間を、明治 25 年には奈良まで開業していた。その後、昭和 18 年、大阪鉄道は関西急行鉄道(大阪電気軌道から社名変更)と、さらに昭和 19 年に南海鉄道と合併し、現在の近畿日本鉄道となっている。

大阪府屋外広告物条例

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、大阪府が必要な規制の基準を定めたもの。

オープンスペース

屋外の空地全般のこと。

か 行

開発行為

主として建築物の建築、又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画・形質の変更をいう。

辛國神社

延喜式にも記載のある古い歴史を持ち、物部の祖を祀ったことに始まる。室町時代には春日の神を合祀し、春日丘にその名を残している。深い緑に囲まれた長い参道は「大阪みどりの百選」に選ばれている。

緩衝地帯(バッファゾーン)

資産の効果的な保護を目的として、資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。

基本色

建築物の外壁の大部分を占める基本となる色彩。

協働

同じ目的のために、対等の立場で協力し合い共に働くこと。

近隣商業地域

住宅地周辺で日用品の買物などをするための地域。住宅のほか、床面積が 10,000 平方メートルを超えるお店、カラオケボックスなどが建てられる。

景観協定

景観法の規定に基づくもので、景観計画区域内の一団の土地の区域について、土地所有者等の全員の合意により、良好な景観の形成に関する事項を協定する制度。

景観行政団体

景観行政を担う主体で政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議により景観行政団体になることが可能。

景観区分

同じ特性をもつ景観要素(景観などを構成する空間や資源のこと。)を一体的なまとまりとして区分したものの。

景観計画

景観行政団体が、景観行政を進める場として定める基本的な計画。

景観構造

市域の景観を形づくっているゾーンや軸のこと。

景観重要公共施設

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成に重要な公共施設を指定し、景観計画に景観重要公共施設の整備に関する事項や景観重要公共施設に関する占用等の許可の基準を定め、良好な景観の形成を図る制度。

景観条例

景観法が委ねる委任事項等を定める。

景観整備機構

景観形成にかかわる公益法人や NPO 法人で景観行政団体から指定された団体のこと。管理協定に基づき景観重要建造物や景観重要樹木を管理することなど、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うことができる。

景観地区

景観法に基づき、景観の保全や良好な景観形成を進めるため指定する地区で、建築物の形態意匠や色彩などについてより細かなルールを定める。景観地区に指定されると、一定規模の建築物の建設等に対して市長の認定が必要となる。

景観特性

その地域の地形、歴史、土地利用、資源などから抽出される景観の特質。

景観法

平成 16 年に制定された日本で初めての景観に関する総合的な法律。法は理念等を定めた基本法的な部分、景観地区の指定等、行為の制限に関する部分、景観重要建造物等の指定による保全・活用等を定めた部分で構成されている。

景観要素

面的にまとまりある景観(面的景観)、線状に連続する軸的な景観(軸的景観)などを構成する空間や資源のこと。

建築物の新築、増築、改築、移転

届出の対象となる建築物に係る行為、又は届出の対象となる規模を超える行為のこと。新築とは、更地に建築物を建てること。増築とは、敷地内の既存建築物の延面積を増加させること。改築とは、従前の建築物を取り壊して、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建てること。移転とは同一敷地内で移築することで、敷地が異なる移築は新築または増築に該当する。

建築面積

建築物の建っている面積のことで、1 階の床面積にほぼ等しい。

工作物の新設、増築、改築、移転

届出の対象となる工作物に係る行為、又は届出の対象となる規模を超える行為のこと。新設とは、更地に工作物を作ること。増築とは、敷地内の既存工作物の延面積を増加させること。改築とは、従前の工作物を取り壊して、これと位置・構造・規模がほぼ同程度のものを作ること。移転とは同一敷地内で移築することで、敷地が異なる移築は新築または増築に該当する。

高次都市機能

日常生活を営む圏域を越えた広範な地域の多くの人々を対象にした、質の高いサービスを提供する機能のこと。

国府遺跡

飛鳥時代に衣縫廃寺が建立され、奈良時代には河内国の役所(河内国府)が置かれた所で、旧石器時代から縄文、弥生、古墳時代の人々が生活したと思われる跡が出土されている。

金剛・生駒山系

大阪平野の東にある金剛・生駒山地は、大和川の谷により、北の生駒山地と南の金剛山地に分けられる。生駒山地は標高 400 メートルくらいの低い山並みが続き大阪の市街地に近く、金剛山地は、二上山から大和葛城山をへて、大阪府の最高峰の金剛山に連なる。

コーディネーター

物事を調整する役割を担い、住民間や住民と市役所とのつなぎ役などを行う専門家のこと。

さ 行

彩度

色の鮮やかさを示す度合いで、鮮やかさを 0 から 14 までの数値で示し、色味のない鈍い色ほど数値が小さくなる。また、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は 0 となる。彩度を上げていけばあざやかな色になり、彩度を下げればカラーの無い白黒になる。

市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域で、市街化区域以外の土地は市街化調整区域となる。この区域においては、特別な場合を除いて、開発行為は原則として禁止される。

色相

世界標準のマンセル表色系では、色相、彩度及び明度の 3 つの属性の組み合わせで一つの色を表す。色相は、赤や黄色といった色みのことをいい、赤 R・黄 Y・緑 G・青 B・紫 P・黄赤 YR・黄緑 GY・青緑 BG・青紫 PB・赤紫 RP などの色相があり、無彩色は N で表す。

軸的景観

線状に連続する景観のこと。

住居系用途地域

都市計画法に定められた 12 種類の用途地域のうち、住居専用地域及び住居地域の総称。藤井寺市では、第 1 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域が該当する。

親水化

水に触れ親しむことのできるような配慮がなされること。

スカイライン

山や建築物などが空を区切ってつくる輪郭線。

世界遺産暫定一覧表(暫定リスト)

世界遺産には文化遺産、自然遺産、複合遺産の 3 種類があり、有形の不動産が対象となっている。世界遺産は毎年 7 月ごろに開かれるユネスコの世界遺産委員会で登録される。その前段階として、登録をめざす遺産を暫定リストに載せる必要がある。

世界文化遺産

顕著な普遍的価値を有する記念物、建造物群、遺跡、文化的景観など。

総合計画

市町村は、その事務を処理するに当たっては、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行う中長期的な計画を策定する。

た 行

第 1 種低層住居専用地域

低層住宅(藤井寺市では高さ 10 m 以下)のための地域。住宅や小規模なお店や事務所をかねた住宅、小中学校、診療所などが建てられる。

大規模の修繕

届出の対象となる建築物・工作物の主要構造物のうち、修繕の行為が過半を超えるもの。既存の建築物の部分とほぼ同様の形状、寸法、材料、構造種別による工事をいう。

大規模の模様替

建築物・工作物の主要構造物のうち、模様替の行為が過半を超えるもの。既存の建築物の部分と材料、構造種別が異なる工事をいう。

築造面積

工作物の水平投影面積のこと。

眺望

開けた眺めを望むこと。

道明寺

道明寺は、山号を蓮土山と号し、真言宗の尼寺である。古代氏族土師氏の氏寺として、7世紀中葉に建立されたと考えられている。

道明寺天満宮

道明寺天満宮は、もと土師氏の氏神として成立し、現在では天穗日命、菅原道真公、覚寿尼を祀っている。平安時代に学者・政治家として活躍された道真公の霊を慰めるため天曆元年(947)に道真公の残した自作の像を祀ったのがはじまりとされている。

通り外観

道路から見た建築物や工作物の外観のこと。

都市計画マスタープラン

都市計画法に基づいて、これからの都市づくりの指針として、めざすべき都市像と取り組みの方向を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的とするもの。

都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

トーン

明度と彩度を合わせた色合い。色の濃淡、明暗などをいう。

な 行

長尾街道

堺市から奈良県葛城市に至る道で、古代の大津道は小山一丁目から南へ折れず更に東へまっすぐ伸びていたが、中世以後は葛井寺や道明寺に対する庶民信仰が盛んになったため、南方に折れる道が主要道となっていった。

は 行

東高野街道

京都から富田林、橋本を経て高野山へ通じ、その名の通り高野山への参詣道として栄えた。藤井寺市内の船橋から道明寺にかけて南北に走り、その周辺には道明寺や国府遺跡をはじめとする歴史遺産が数多く残されており、この道が古代にさかのぼる古道であることを示している。

葛井寺

葛井寺は、紫雲山三宝院剛琳寺と号し、剛琳寺ともいう。古代氏族葛井氏の氏寺として、7世紀後半の白鳳時代に建立された。平安時代後半には観音霊場として知られるようになり、江戸時代から西国三十三番観音霊場の第五番札所として賑わっている。

古市古墳群

大阪府の東南部、藤井寺市から羽曳野市にかけて、巨大な前方後円墳などが集中して作られた地域があり、これを古市古墳群と呼んでいる。

墳丘裾

人を葬るためなどに土あるいは石を積み上げてつくった丘の外郭線のこと。

保存管理計画

遺産等を適切に保存し、次世代へと確実に伝達していくために、遺産等の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準の策定等を目的とする計画。

ま 行

マンセル表色系

色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性(色相、明度、彩度)によって表現する。日本では、JISZ8721(三属性による色の表示方法)として規格化されている。

緑の基本計画

都市緑地法に基づき、緑地の保全や公園の整備をはじめとして、公共公益施設や民有地の緑化の推進などを計画的に進めるための指針となるもの。

明度

色の明るさを示す度合いで、明るさを0から10までの数値で示し、明るい色ほど数値が大きくなる。明度を上げていくと明るくなり、やがて真っ白になる。また、明度を下げていくと暗くなり、やがて真っ黒になる。

面的景観

面的にまとまりのある景観のこと。

百舌鳥古墳群

堺市の南部にある古墳時代中期に属する古墳群。仁徳陵・履中陵をはじめとする43基の大形前方後円墳と陪塚からなる。

や 行

用途地域

都市計画法により、都市の環境保全や利便の増進のために、地域における建物の用途に一定の制限を行う地域で、都市計画法の地域地区の基本となるもの。12種類の用途地域があり、住居系(第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域)、商業系(近隣商業地域、商業地域)、工業系(準工業地域、工業地域、工業専用地域)に類別される。

ら 行

緑地

樹木や草地などが茂っている土地。

リーフレット

案内、広報などのための一枚刷りの印刷物。折りたたんで冊子にしたものもある。

ルーバー

羽板(はいた)と呼ばれる細長い板を平行に組んで板状にし、取り付けたもの。羽板の取付角度によって、風・雨・光・埃・人の目線などを、選択的に遮断したり透過したりすることができるため、さまざまな箇所で用いられる。

藤井寺市景観計画

平成 28 年 1 月 発行

平成 25 年(2013 年) 6 月 策定

平成 27 年(2015 年) 7 月 第 1 回変更

発行
編集

藤井寺市 都市整備部 まちづくり推進課

〒583-8583

大阪府藤井寺市岡 1 丁目 1 番 1 号

TEL 072-939-1111 FAX 072-952-9504

<http://www.city.fujiidera.osaka.jp>
